

12-19

回 答 書

冠省、小職はマヤ工業株式会社の代理人として、貴殿の平成23年9月17日付け内容証明郵便に対して、次のとおり回答します。

結論として、弊社が貴殿に対して本件職務発明の対価を支払うべき義務はないと考えています。貴殿は発明者ではありませんし、消滅時効も完成しているからです。

まず特許法35条の発明者とは、特許請求の範囲の記載によって具体化された当該特許発明の技術的思想（技術的課題及びその解決手段）を着想し、又は、その着想を具体化することに創作的に関与した者、と一般に解されています。貴殿は確かに特許公報中の発明者欄に氏名が記載されていますが、そのことから当然に発明者と認められるわけではありません。本件発明が行われた平成11年当時、貴殿は弊社の代表取締役ではありましたが、技術者として研究開発業務を行っていたわけではなく、本件発明は技術者出身で当時専務だった松田康弘氏が中心になつて常務だった松田廣氏と二人で研究実験を繰り返して、切断スピードと耐久性を飛躍的に向上させた創作的な湾曲鋸刃を完成させました。出願に際して発明者の一人として貴殿の氏名が記載されたのは、出願当時弊社代表取締役だった

貴殿自身が自己の氏名を弊社を代表する個人として記載させたにすぎません。

次に特許法49条7号では、出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないときは拒絶査定すべきこととなっており、また同法123条1項6号は、そのような出願に対して特許がされた場合には特許は無効としている下で、弊社には現在まで職務発明規程はありませんから、遅くとも弊社と日立工機株式会社の共同名義による出願日である平成11年1月28日までには、弊社における発明者から弊社に対して特許を受ける権利の承継があったものと考えられます。このような場合、その承継の時から期間10年の消滅時効が進行すると解されていますから、平成21年1月28日には時効が完成しています。弊社は本書をもって、この消滅時効の完成を援用します。

草々

2011年10月7日

神戸市中央区相生町1丁目2番1号
東成ビル3階 中神戸法律事務所
マヤ工業株式会社代理人
弁護士 本上博丈

神戸市

松田 紀男 様

この郵便物は 平成23年10月7日第
番留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社



(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 特許公報 (B2)

(11)特許番号

特許第3431557号

(P3431557)

(45)発行日 平成15年7月28日(2003.7.28)

(24)登録日 平成15年5月23日(2003.5.23)

(51)Int.Cl.⁷

識別記号

F I

B 23 D 61/12

B 23 D 61/12

A

B 27 B 33/02

B 27 B 33/02

B

請求項の数2(全7頁)

(21)出願番号 特願平11-373399
(22)出願日 平成11年12月28日(1999.12.28)
(65)公開番号 特開2001-179536(P2001-179536A)
(43)公開日 平成13年7月3日(2001.7.3)
審査請求日 平成13年12月21日(2001.12.21)

(73)特許権者 000005094
日立工機株式会社
東京都港区港南二丁目15番1号
(73)特許権者 500049635
マヤ工業株式会社
兵庫県神戸市東灘区深江北町5丁目2番
14号
(72)発明者 長田 芳男
茨城県ひたちなか市武田1060番地 日立
工機株式会社内
(72)発明者 松田 紀男
兵庫県神戸市東灘区深江北町5丁目2番
14号 マヤ工業株式会社内
(74)代理人 100062144
弁理士 青山 葵 (外3名)
審査官 高田 元樹

最終頁に続く

(54)【発明の名称】電動鋸用鋸刃

1

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】鋸刃を直線往復運動させる電動鋸に使用される電動鋸用鋸刃であって、最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線に対して、各歯の歯先を結ぶ線が歯元方向に向けて凸状に湾曲し、上記最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線の長さが100mm以上200mm以下であり、上記最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線から最も離れた歯の歯先から、この直線までの距離が0.5mm以上4.3mm以下であることを特徴とする電動鋸用鋸刃。

【請求項2】鋸刃を直線往復運動させる電動鋸に使用される電動鋸用鋸刃であって、最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線に対し

2

て、各歯の歯先を結ぶ線が歯元方向に向けて凸状に湾曲し、上記最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線の長さが200mm以上400mm以下であり、上記最先端の歯の歯先と最基礎の歯の歯先を結ぶ直線から最も離れた歯の歯先から、この直線までの距離が2.0mm以上8.9mm以下であることを特徴とする電動鋸用鋸刃。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、鋸刃を往復運動させる電動鋸に使用される電動鋸用鋸刃に関するものである。

【0002】

【従来の技術及び発明が解決しようとする課題】従来、



US 20010006017A1

(19) United States

(12) Patent Application Publication
Osada et al.

(10) Pub. No.: US 2001/0006017 A1
(43) Pub. Date: Jul. 5, 2001

(54) SAW BLADE FOR ELECTRIC POWER SAW

Publication Classification

(76) Inventors: Yoshio Osada, Hitachinaka-shi (JP);
Tadao Matsuda, Kobe-shi (JP)

(51) Int. Cl.⁷ B27B 33/10
(52) U.S. Cl. 83/697; 30/356

Correspondence Address:
BIRCH, STEWART, KOLASCH & BIRCH,
LLP
P.O. Box 747
Falls Church, VA 22040-0747 (US)

(21) Appl. No.: 09/749,699

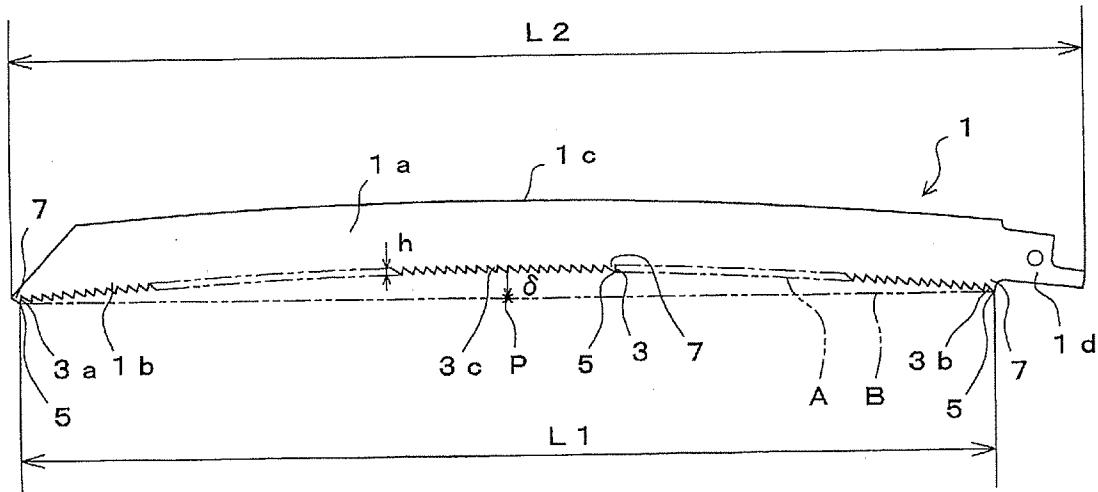
(57) ABSTRACT

(22) Filed: Dec. 28, 2000

A saw blade is used on an electric power saw designed to reciprocate the saw blade. The saw blade has a plurality of saw teeth, a first line extending along tips of the saw teeth, a second line that extends straight between one tip of a distal endmost saw tooth and another tip of a proximal endmost saw tooth. The first line is curved toward roots of the saw teeth with respect to the second line. The second line ranges from 100 to 400 mm in length. One of tips of the saw teeth at a maximum distance from the second line is spaced apart from the second line by a distance of not more than 12 mm.

(30) Foreign Application Priority Data

Dec. 28, 1999 (JP) 11-373399



〔1. 出願経過〕

経過情報表示

出願情報	審判情報	登録情報	分割/変更情報	Family 情報	個別表示 / 一括表示
------	------	------	---------	-----------	-------------

出願情報

項目

内容

出願番号	特願平 11-373399 1999.12.28 出願種別 通常
公開番号	特開 2001-179536 2001.07.03
登録番号	第 3431557 号 2003.05.23
登録公報発行日	2003.07.28
出願人	東京都港区港南二丁目15番1号 日立工機株式会社
出願人	兵庫県神戸市東灘区深江北町5丁目2番14号 マヤ工業株式会社
出願人・代理人	代理人 代理人全何名(4) 青山 葵
	代理人 代理人全何名(1) 古川 泰通
	代理人 代理人全何名(1) 前田 厚司
	代理人 代理人全何名(1) 前堀 義之
発明者	茨城県ひたちなか市武田1060番地 日立工機株式会社内 長田 劳男
	兵庫県神戸市東灘区深江北町5丁目2番14号 マヤ工業株式会社内 松田 紀男
公開 IPC	第 8 版 B23D61/12(2006.01) B23D49/08(2006.01) B27B19/02(2006.01) B27B33/02(2006.01)
公告 IPC	第 7 版 B23D61/12 B27B33/02
発明の名称	電動鋸用鋸刃
請求項の数	出願時(2) 登録査定時(2)
	特開 平2-279209(JP, A)
特許文献	実開 昭54-113781(JP, U)
	登録実用新案46974(JP, U)
公序良俗	違反してない
要約不備職権訂正	要約不備職権訂正 無し
外国語出願フラグ	外国語出願でない
審査請求	審査請求数(1) 審査請求日(2001.12.21)
出願細項目	担当官コード(00009821) 査定種別(登録査定) 査定発送日(2003.05.23) 審査最終処分種別(特許/登録) 最終処分日(2003.05.23) 通常審査
テーマコード	3C040

譲渡証書の文例

譲渡証書

平成14年11月1日

住所(居所)

譲受人

神戸市東灘区深江北町5丁目2番14号
マヤ工業株式会社
 〒658-0013 電話(078)411-4623

下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

殿

住所(居所)

譲渡人

の持物

神戸市

松田 紀也



記

1 特許出願の番号

平成11年特許願第 号

2 発明の名称

電動鋸用鋸刃

注1 印鑑は、識別番号付与時又は印鑑変更の届出のものを使用しなければなりません。

注2 特許を受ける権利の一部を譲渡する場合は、「特許を受ける権利」を「特許を受ける権利の一部」と記載します。

平成23年9月17日

〒658-0013

神戸市東灘区深江北町5-2-14

マヤ工業株式会社

代表取締役 松田康弘殿

神戸市

松田 紀男

拝啓

時下、益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

早速ですが、貴社在職中における私の職務発明の対価支払いに關し、以下の通り申し入れます。

ご高承の通り、私は昭和39年7月から平成15年7月までの間、貴社に在職しました。この間、日立工機株式会社の長田芳男氏とともに電動鋸用鋸刃の発明をし、当該発明につき特許を受ける権利の持分を貴社に譲渡し、当該発明は平成15年5月23日に登録に至っております。

当該発明がなされて以来、貴社は当該発明を実施して鋸刃を製造し、日立工機製電動工具の部品や同社のアクセサリ(消耗品)として本発明の実施品を同社に販売して然るべき利益をあげておられるほか、貴社ブランドで販売されている「マヤ工業バイメタル湾曲セーバーソープレード」による利益も受けられております。

特許法35条によれば、発明者は特許を受ける権利を会社に譲渡したときは、相当の対価の支払いを受ける権利を有するとされ、その対価を定める要素を規定しておりますが、私が貴社からこれまでにかかる対価を一切受領していないことはご承知の通りです。

ところで貴社は平成15年7月以降現在までに本発明を実施した鋸刃を製造販売して一定の売上げを得ており、また、今後についても、震災復興特需、及び貴社の主要取引先である日立工機の平成22年4月～平成23年3月の有価証券報告書に対処すべき課題として「電動工具のアクセサリ分野(消耗部品)の飛躍的な拡大を目指す」と記述されていることなどから、更なる売上の進展が見込まれ、これを加えますと平成15年7月以降特許権が満了する平成31年12月28日までの売上高は、約▲円になると想定することができます。

当方が専門家の意見も徴して調査しましたところ、職務発明の対価は概ね次頁の算式により算出されております。

実施品の売上高×ライセンス調整率（通常 2 分の 1）×実施工率 × 発明者
の貢献度 × 共同発明者との持分割合

いま本件につき上記算式を当てはめるならば、以下の通りとなります。

上記売上げ合計額 () 円 × 2 分の 1 × 実施工率 (5 %) × 発明者の貢献度
(%) × 共同発明者との持分割合 (50 %)
= _____ 円

よって本件職務発明の対価として上記 _____ 円をお支払いいただきたく、ここに申し入れます。つきましてはまず本件に対する貴社のご意向を本書送達後 3 週間以内にご回答いただきたく、そのご回答を得たうえで振込先口座につきご連絡いたします。

私は、貴社に永らく在籍していた関係から、貴社の発展を願うものであり、本件を巡って徒に貴社と紛争を招きたくはありませんが、貴社の業績を支えている鋸刃に関する本件発明の一端を担った者として、当分では当然のこととされている職務発明の対価請求をいたすものであり、貴社におかれましても十分ご賢察のほどお願いいたします。

敬具

差出人
兵庫県神戸市

松田 紀男

(付記)

受取人
〒658-0013 兵庫県神戸市東灘区深江北町5-2-14
マヤ工業株式会社 代表取締役

松田 康弘 様

この郵便物は平成23年9月17日
第10271351241号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社
受付通番：_____ 号

2 / 2 頁

